



人権・同和教育だより 第5号

平成26年12月

12月は人権週間です

本校ではこの週間に、5日の「地球のステージ」公演で、保護者の方とともに全校で人権問題について考えました。12月は「人権週間」や「障がい者週間」が設定され、とくに人権について理解を深めていく月間となっています。

その1*「人権週間」12月4日～10日

◆「世界人権宣言」

1948年12月10日に国際連合は、すべての国が基本的人権を達成すべきであるという「世界人権宣言」を採択しました。そして1950年12月4日には、「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」と定め、人権活動を推進するための諸行事を行うよう要請する決議を採択しました。

◆「人権週間」

わが国は世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949年から毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を「人権週間」と決めました。そして世界人権宣言の趣旨などを広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るために、講演会や映画会等を開催して集中的な啓発活動を行っています。

ちなみに益田市でも、**12月13日土曜日に人権センターにおいて、「ある精肉店のほなし」というドキュメンタリー映画が上映されます。**いのちをいただいて生きていることを私たちに考えさせてくれる内容です。（10時～12時と14時～16時、入場無料）

◆本年度の重点目標「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

本年度で第66回の人権週間となりました。重点目標とともに17の強調事項によって啓発活動が展開されています。

(1) 女性の人権を守ろう

セクシュアル・ハラスメントや家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーによる暴力などの人権問題。

(2) 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題。

(3) 高齢者を大切に作る心を育てよう

高齢者に対する就職差別のほか、介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題。

(4) 障がいのある人の自立と社会参加を進めよう

障がいのある人の職場における差別待遇や、店舗への入店拒否などの人権問題。

(5) 同和問題に関する偏見や差別をなくそう

同和問題に関する偏見や差別意識による結婚差別、差別発言、差別落書き等の人権問題。

(6) アイヌの人々に対する理解を深めよう

アイヌの人々に対する偏見や理解不足による就職や結婚差別等の人権問題

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、特定の外国人を排斥するヘイトスピーチ。

(8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

エイズ、ハンセン病等の感染症に対する日常生活、職場、医療現場など社会生活での差別やプライバシーの侵害。

(9) 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別や、アパートやマンションへの入居拒否。

(10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族への心ない中傷や、私生活の平穏が害される人権問題。

(11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

個人の名誉毀損や差別を助長する表現の掲載など、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権問題。

(12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題。

(13) ホームレスに対する偏見をなくそう

ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題。

(14) 性的指向を理由とする差別をなくそう

同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見。

(15) 性同一性障がい者を理由とする差別をなくそう

性同一性障がい者に対する偏見や差別。

(16) 人身取引をなくそう

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）など基本的人権を侵害する深刻な問題。

(17) 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々への差別など、東日本大震災に起因する人権問題。

その2 * 「障がい者週間」12月3日～9日

◆経緯

1975年12月9日は、国連総会で「障がい者の権利宣言」が採択された日であり、この国際障がい者年を記念して、1981年には12月9日が「障がい者の日」に決定されました。その後、わが国でも1993年に心身障がい者対策基本法が障害者基本法に改められ、「障がい者の日」が法律にも規定されました。

いっぽう12月3日は1982年に国連総会で「障がい者に関する世界行動計画」が採択された日であり、これを記念して1992年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障がい者デー」とすることが宣言されました。

こうして1995年には、12月3日から12月9日までの1週間が「障がい者週間」となったのです。

◆趣旨

わが国の障がい者施策では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」が掲げられています。この「共生社会」は、国民一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障がい者基本法においては、すべての障がいのある方に対し「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

** 私たちの社会には多くの人権問題があることを改めて認識し、これらのことについて、自分自身に偏見や差別がないか、自らを省みる機会にしたいものです。***